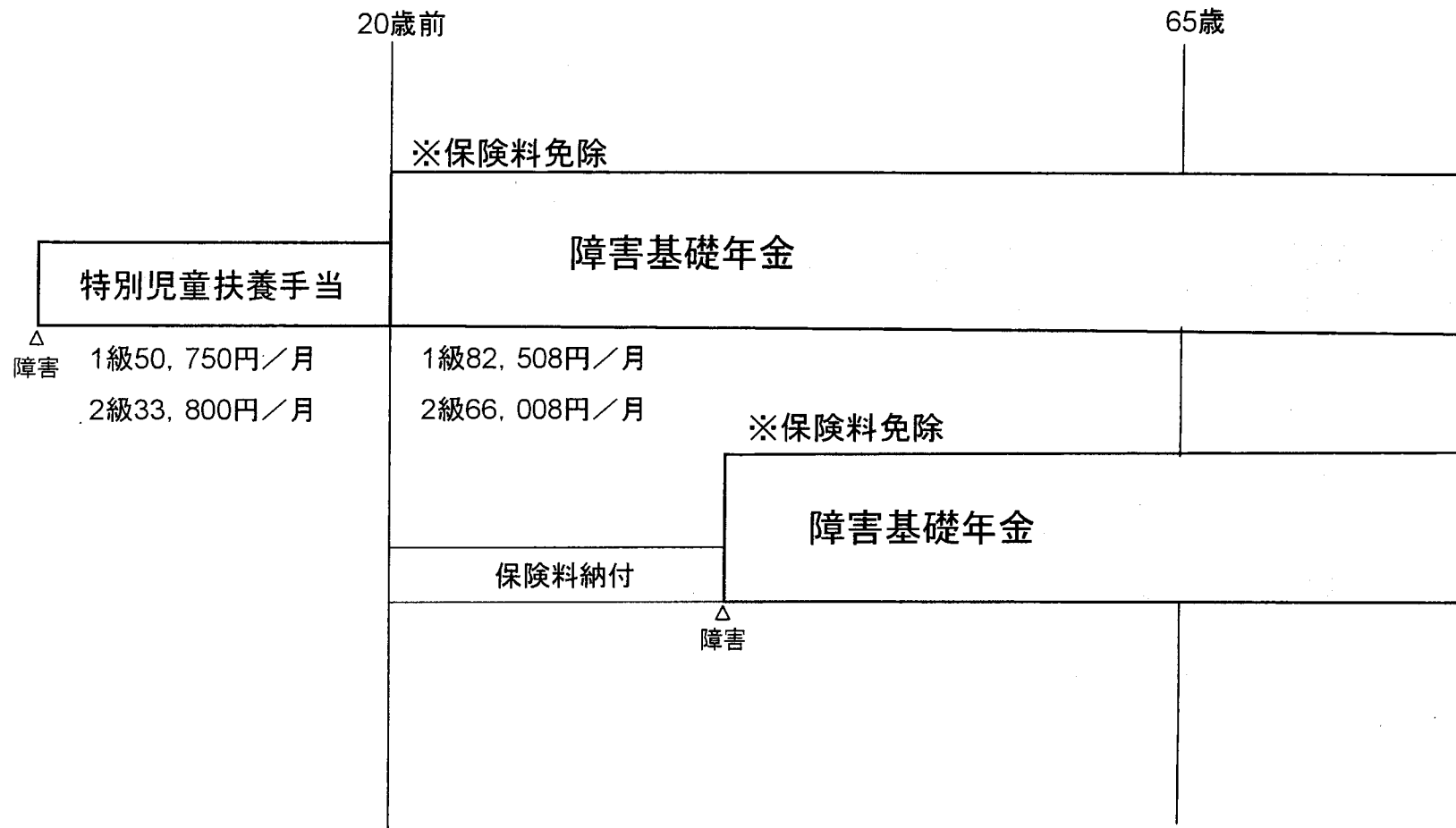
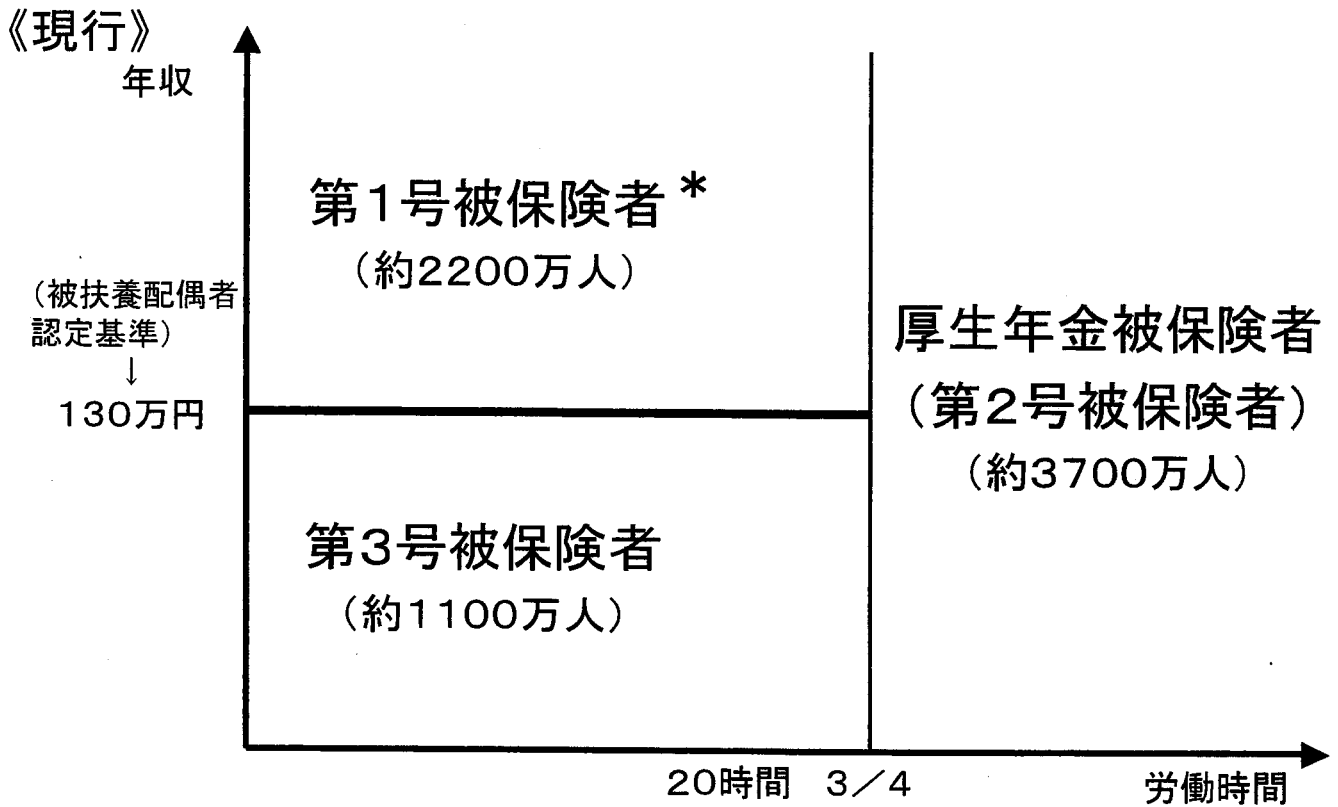


障害者の所得保障

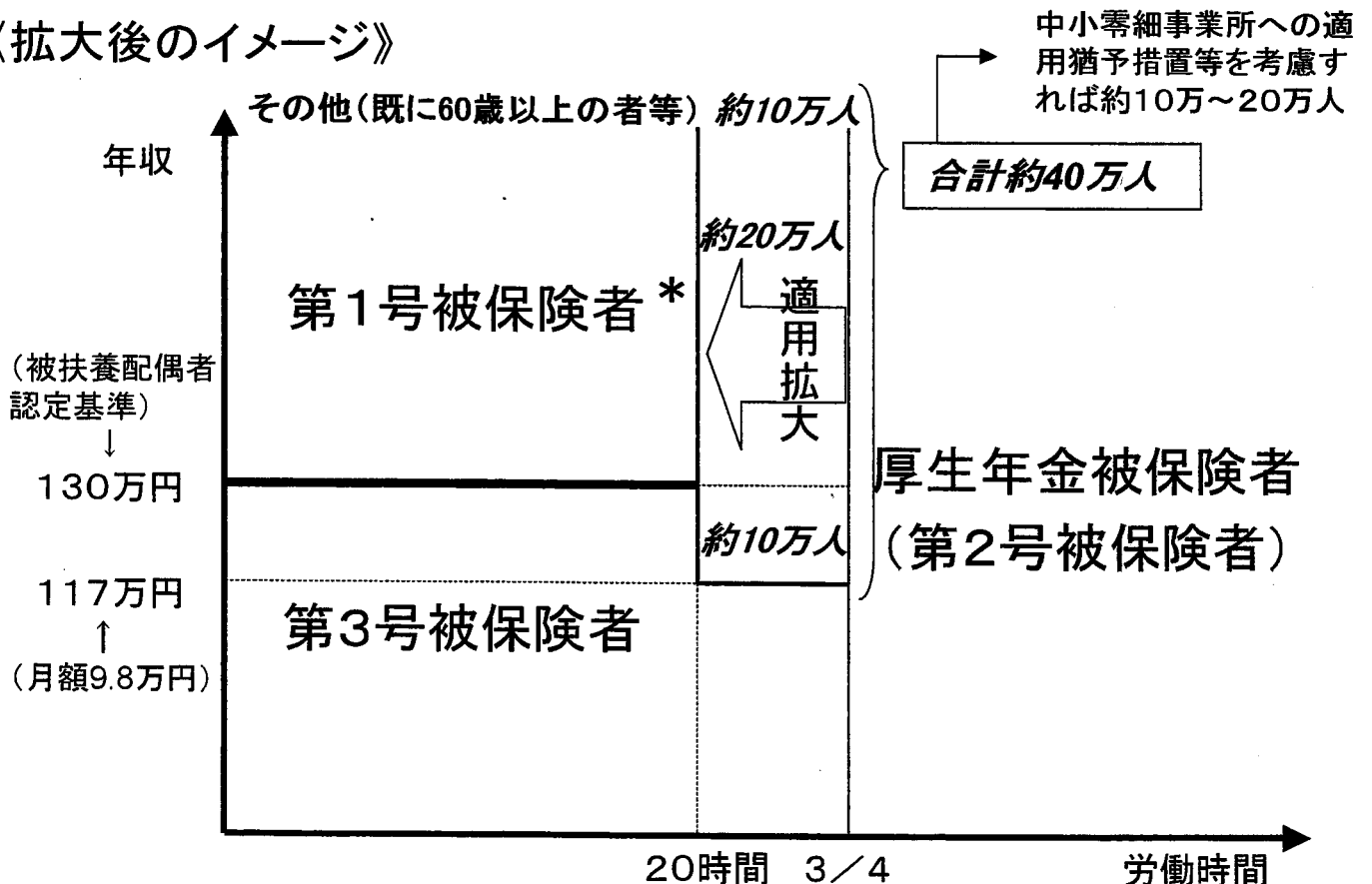
- 20歳前に障害状態となった障害児については、20歳に達するまでの間、特別児童扶養手当がその子を扶養する親等に支給される。この子が20歳に達した後は、国民年金より、障害基礎年金が本人に対して支給される。(ただし本人の所得に基づく所得制限がある)
- 20歳以後に障害状態になった者に対しては、国民年金から障害基礎年金が本人に対して支給される(厚生年金加入者の場合、これに合わせて、障害厚生年金も支給される)。
- いずれの場合も、年金額は満額の老齢基礎年金と同額(障害等級1級の場合には、1.25倍の額)であり、障害基礎年金の受給者は、国民年金の保険料は全額免除される。



パート労働者に対する厚生年金の適用範囲



《拡大後のイメージ》



* 第1号被保険者には、年収130万円以上の被用者の被扶養配偶者のほか、年収を問わず、独身者や自営業者の家族などが含まれる。

(注) 拡大に伴う影響人数(合計約40万人)は、一定の前提を置いた粗い試算

被用者年金制度の一元化等を図るための 厚生年金保険法等の一部を改正する法律案の概要

1. 法律案の趣旨

- 被用者年金制度の一元化については、平成 18 年 4 月の閣議決定及び 12 月の政府・与党合意に基づき、制度の安定性・公平性を確保し、公的年金全体に対する国民の信頼を高めるため、共済年金制度を厚生年金保険制度に合わせる方向を基本として行う。これにより、民間被用者、公務員及び私学教職員を通じて、同一保険料、同一給付を実現する。

2. 法律案の概要

(1) 主要事項

- ①被用者年金の大宗を占める厚生年金に、公務員及び私学教職員も加入することとし、2階部分の年金は厚生年金に統一。
- ②共済年金と厚生年金の制度的な差異については、基本的に厚生年金に揃えて解消。
 - ・共済年金にある遺族年金の転給制度や地方公共団体の長の加算特例は廃止、等。
 - ・60歳台前半の公務員OB等に係る在職中の年金支給額の減額方法について、より厳しい減額方法(現行の厚生年金の取扱い)に統一。
- ③共済年金の1・2階部分の保険料を引き上げ、厚生年金の保険料率(上限18.3%)に統一。
 - ・平成22年から引き上げ、公務員共済は平成30年、私学教職員は平成39年に統一。
- ④事務組織については、効率的な事務処理を行う観点から、共済組合や私学事業団を活用。また、制度全体の給付と負担の状況を国の会計にとりまとめて計上。
- ⑤共済年金にある公的年金としての3階部分(職域部分)は廃止。
 - ・新3階年金については、平成19年中に検討を行い、その結果に基づいて別に法律で創設し、職域部分の廃止と同時に実施するという趣旨を規定(附則)。
- ⑥追加費用削減のため、恩給期間に係る給付について本人負担の差に着目して27%引下げる。ただし、一定の配慮措置を講じる。(文官恩給、旧三共済も同様)

(2) その他

- ①被用者年金制度の一元化の対象とする「被保険者」の範囲の見直し。
(パート労働者に対する社会保険の適用対象範囲の拡大)
 - ・「所定労働時間20時間以上」、「賃金月額98,000円以上」、「勤務期間1年以上」の3基準を全て満たすパート労働者(学生除く)に拡大。別に法律で定める日までの間、従業員300人以下の中小零細事業所の事業主に使用されるパート労働者は猶予。
- ② 企業年金に係る規定の整備等。

3. 施行時期

- ・原則、平成22年4月1日(一部は平成23年4月1日等)。
- ・パート労働者に対する適用拡大については、平成23年9月1日。
- ・追加費用及び文官恩給の減額については、平成20年4月1日。

※ 本法案は平成19年4月13日、第166回通常国会に提出され、継続審議の取扱いとされている。

パートも派遣も厚生年金に

希望社会への提言 17

・専業主婦にも保険料を払ってもらう
・低年金者の生活保護を受けやすくしよう

年金は税に頼りすぎず、保険方式を基本にしていこう。前回はその提言した。問題は国民年金の保険料を払わない未納者も未加入をいかに減らすかである。

そこでまず、パートも派遣も働く人のうち、いまは厚生年金の対象になつていない約1200万人を対象に加えていくことを提案したい。この人たちにも未納者も加入が多いからだ。

厚生年金の傘を広げるとして年金の統合を進め、実質的に一元化していこうという考えだ。

とには、経営界から強い抵抗がある。企業は労働者と保険料を半分ずつ負担しなければいけないからだ。

しかし、人を雇って事業をする以上、たとえ正社員でなくとも、その将来に対して自分の負担をするのは、企業の社会的責任である。そんな意識を定着させたい。欧州では常識的な考えだ。

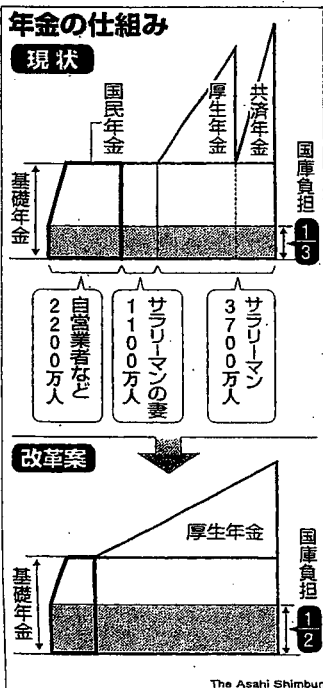
人を雇ったら、どんな雇用形態であっても必ず厚生年金に加入させ、給料天引きの保険料と企業負担の保険料を一括して納める。そういう制度にすれば、企業にとって非正規雇用を増やす「まみ

が減る。それにより、非正規の雇用を抑制する効果も期待できる。

新たな保険料負担は、とくに中小零細企業にとって重荷となるに違いない。だが、その我慢が従業員のやる気や企業の活力を生むことにもつながる。移行時には企業の負担を和らげるため、法人税の軽減といった支援策を考えた方がいいか。

この改革が進むと、パートで働く主婦はみんな厚生年金に入ることになる。いまサラリーマンの妻の専業主婦には、国民年金の保険料を払わなくても年金がもらえる「第3号被保険者制度」がある。ふつうパートの主婦はこの3号になつていて、厚生年金へ移るので、3号の人数はもっと減るはずだ。

3号の制度には、働く女性との比較で不公平などの批判が強いので、3号がなくなったことで廃止した方がいい。残った専業主婦は国民年金とし、会社が夫の保険料と合わせて妻の保険料も給与の天引きで納めるようにするのも一案だ。



年金の加入者がこうして増えていけば、国民年金に入る人は半減し、ほぼ自営業者だけが残ることになる。そうなるが、徴収の事務にもっと真剣に取り組める。高所得の未納者を調べて強制徴収に力を入れればよい。逆に低所得で保険料を払えない人には、免除をきめ細かく適用できるようにした。

同時に、保険料を25年間以上払わないと年金がもらえない現在の仕組みは改めよう。25年では長すぎる。この高いハードルが未納を増やす一因であり、不公平も生んでいるからだ。

しかし、それでも低年金者や無年金者を完全になくすことはできない。年金を税で賄う方式と比べた最大の弱点だ。それをカバーするため、例えば低年金者には生活保護をもっと受けやすくするような配慮を検討してほしい。

さらにその先は、自営業者の所得をきちんと把握できるような条件を整えて、全国民が同じ厚生年金へ加入するのをめざそう。これを実現できれば、年金制

度の一元化が完成する。さて、制度問題とは別に、果たして将来も年金の水準を維持してこけるかどうかという資金的な問題もある。

年金保険料は厚生年金が給料の18.3%（労務負担の合計）、国民年金は月1万6000円までだんだん引き上げて、そこで固定することが決まっている。受け取る年金は、保険料収入に国庫負担や積立金の取り崩しも財源に加えて、その範囲内で決める仕組みだ。

厚生年金の受給額はいま、現役時代の平均手取り収入の約6割の水準にある。高齢化が進むにしたがって下げざるを得ないが、それでも現役の6割余は確保できる、というのが政府の説明だ。

しかし通じたいのか。もっと落ち込むのが、それは今後の経済成長や少子化の度合いによりけりだ。それが見えてくると十数年先になつて、もしも6割を切る身込みになつたり、65歳の受給年齢を引き上げるか、受給水準を下げるか、保険料を上げるかの選択を迫られる。

安定成長と次世代の育成。それぞれが年金制度を支える力がない。

「社会保障国民会議における検討に資するために行う公的年金制度に関する定量的なシミュレーション」より抜粋

(2) パート・アルバイトに厚生年金を適用した場合の年金財政への影響(制度成熟時を想定した単年度収支への影響額の粗い試算)

○ 週所定労働時間20時間以上の短時間労働者を厚生年金適用とした場合。

※ 対象者数は310万人程度(このうち第1号被保険者からの適用対象者は4割程度)と推定。

対象者の総報酬月額平均	厚生年金財政の 保険料収入の増加 (労使合計) ①	厚生年金財政の 支出の増加 ②	収支差の変化 (①-②)
6万円と仮定する場合	4,100 億円	4,800 億円	△700 億円
8万円と仮定する場合	5,400 億円	5,600 億円	△200 億円
10万円と仮定する場合	6,800 億円	6,400 億円	400 億円

(注1) 平成18年度における厚生年金全体の保険料収入は 21.0兆円、支出(実質的な支出総費用額)は 32.2兆円。

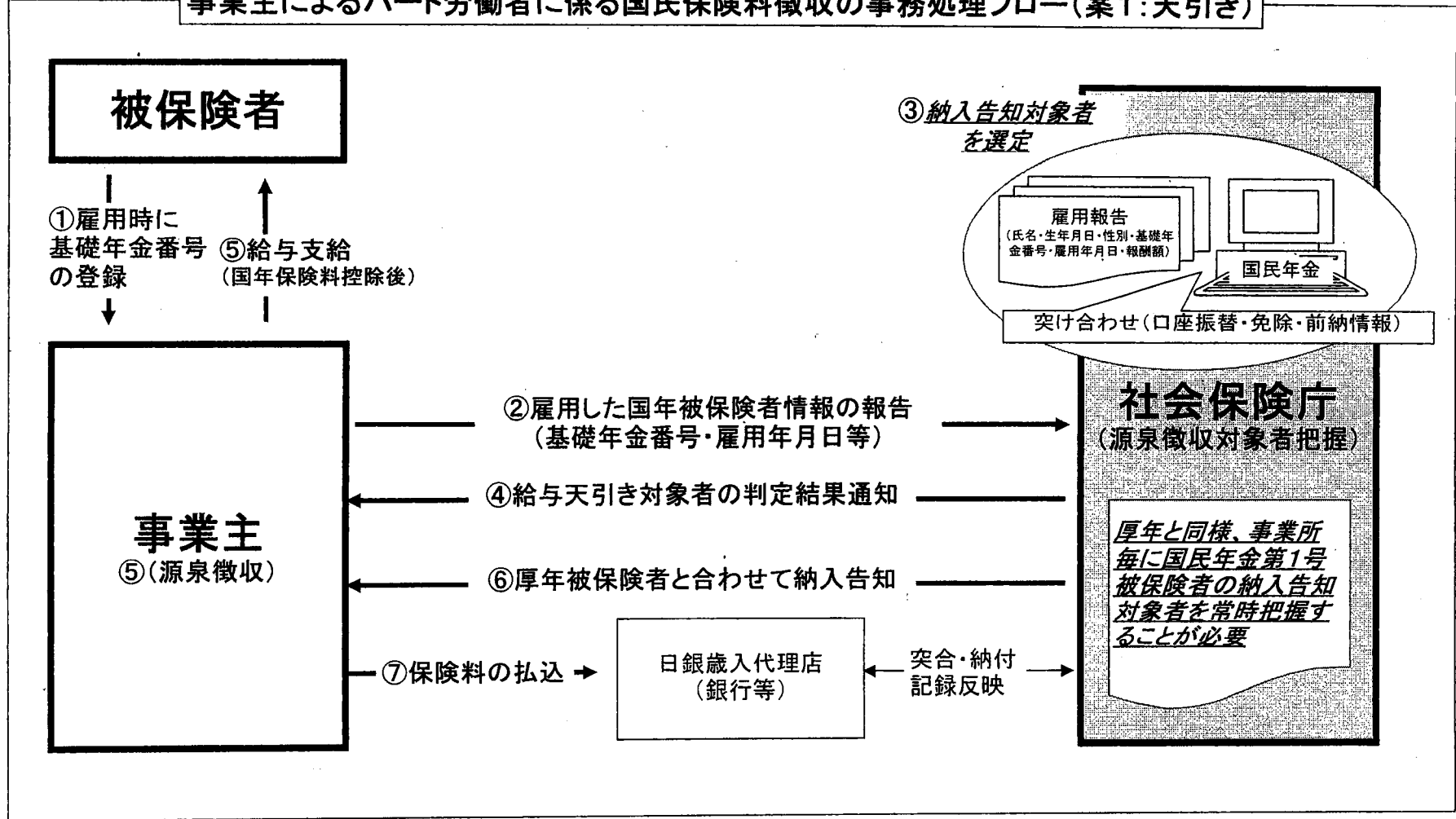
(注2) 6万円、8万円のケースは、現行の標準報酬月額の下限(98,000円)を見直して適用することを想定している。

○ 上記の半数(155万人程度)を厚生年金適用とすると影響額も半分程度(次表のとおり)となる。

対象者の総報酬月額平均	厚生年金財政の 保険料収入の増加 (労使合計) ①	厚生年金財政の 支出の増加 ②	収支差の変化 (①-②)
6万円と仮定する場合	2,000 億円	2,400 億円	△400 億円
8万円と仮定する場合	2,700 億円	2,800 億円	△100 億円
10万円と仮定する場合	3,400 億円	3,200 億円	200 億円

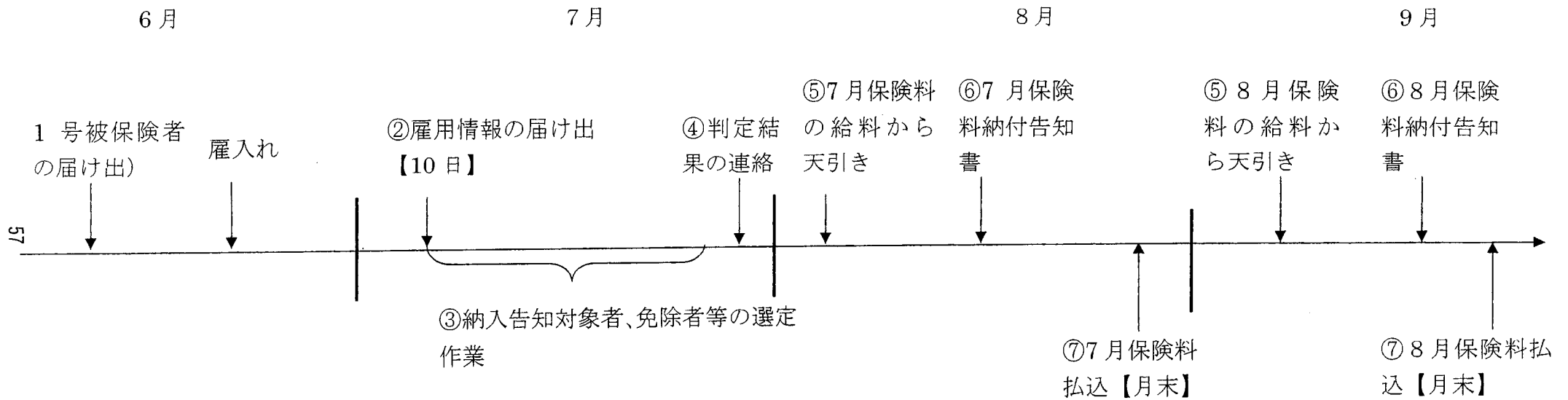
※ 日本労働組合総連合会の提言では、「当面は、適用基準を労働時間要件「2分の1(20時間)以上」、ないし年収要件「65万円以上」(給与所得控除の最低保障額)として、いずれかの要件に該当すれば、厚生年金を適用する。」となっている。

事業主によるパート労働者に係る国民保険料徴収の事務処理フロー(案1:天引き)

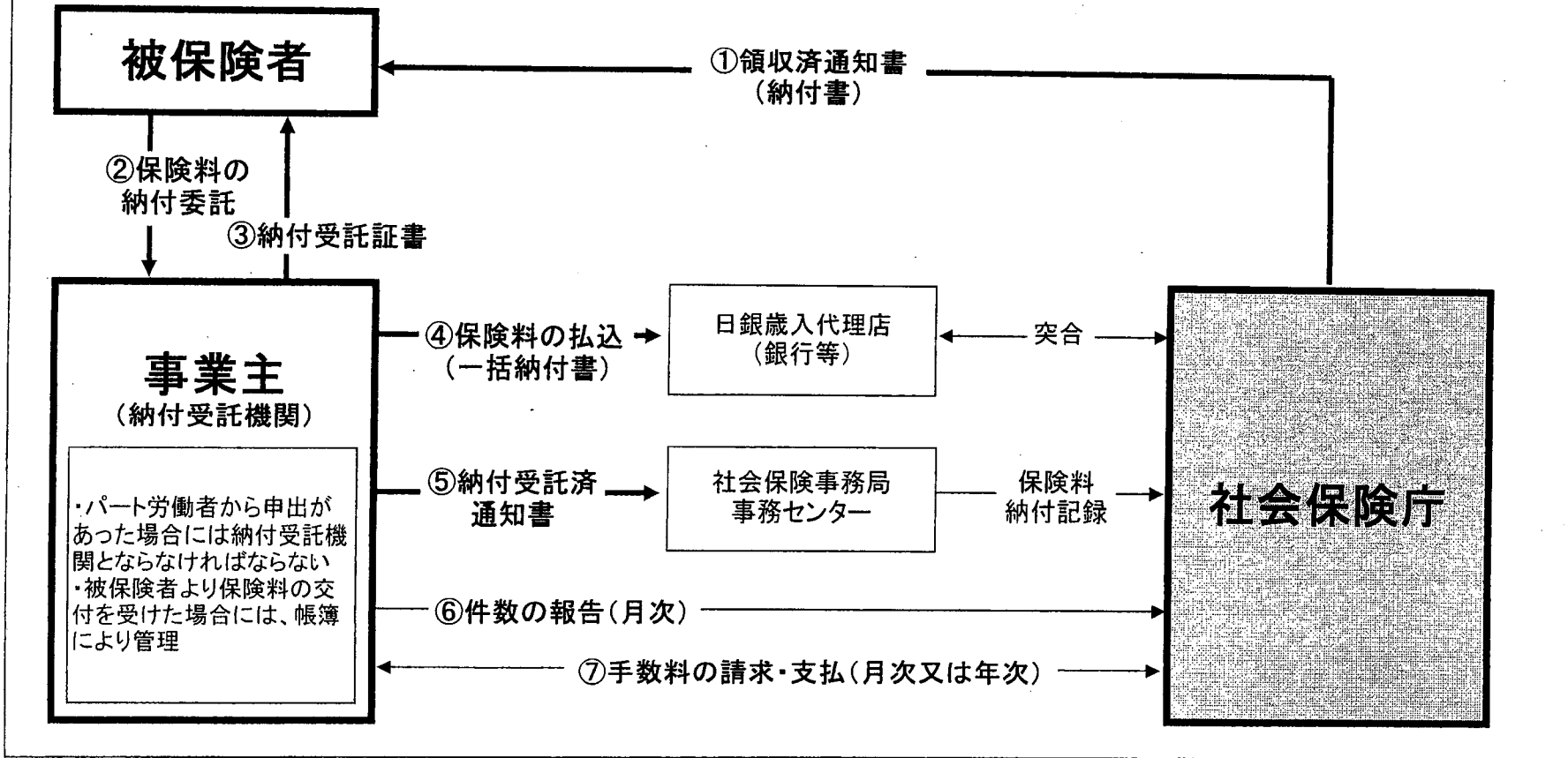


国民年金保険料の事業主が天引きする場合のフロー【案1】

(例) 6月に雇い入れした場合



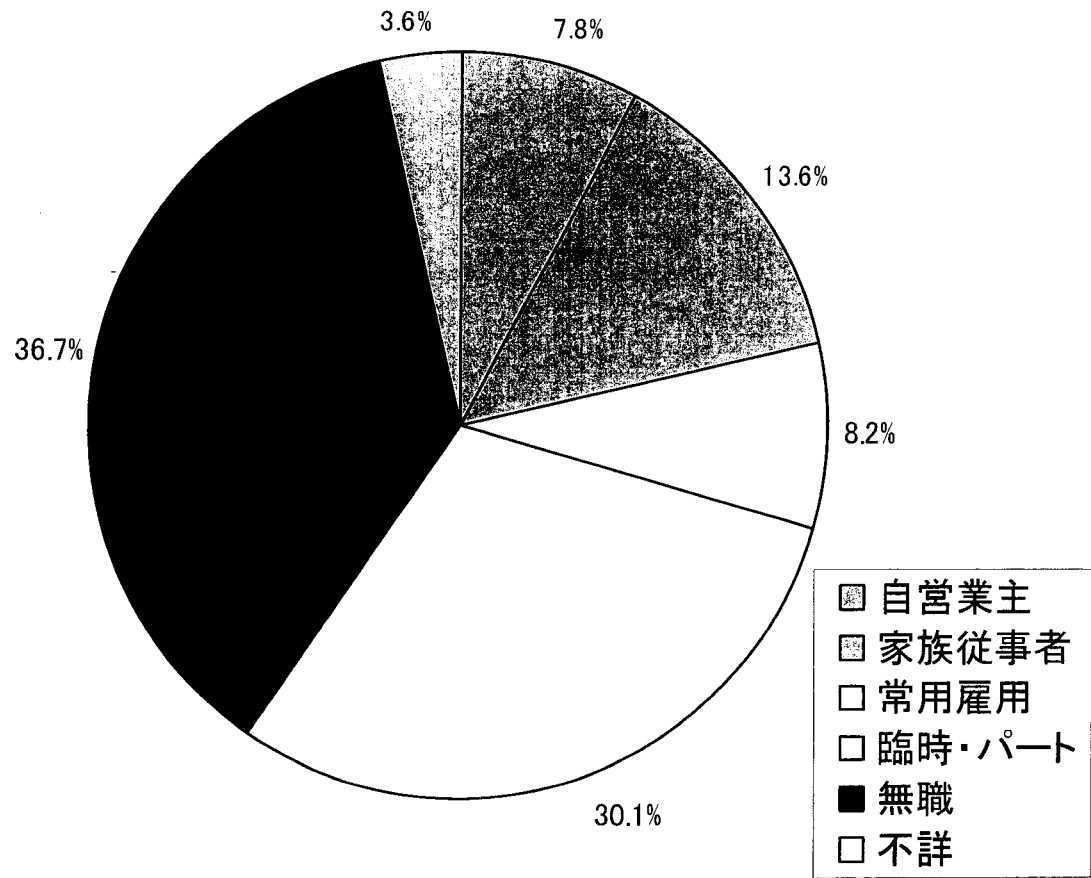
事業主によるパート労働者に係る国民保険料徴収の事務処理フロー(案2:納付受託)



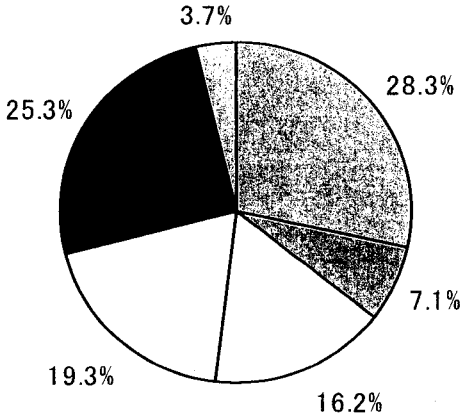
※現行の納付受託制度では、保険料取扱事務手数料契約を結んでいる。(コンビニの場合、51円/1件)
 ※収納から国庫納入までに滞留日数があるコンビニについては、債務保証契約をしてもらっている。

女性第1号被保険者の就業状況

女性第1号被保険者の就業状況を見ると、自営業者グループ(自営業主・家族従事者)に属する層は2割程度であり、無職(36.7%)、臨時・パート(30.1%)の占める割合が高くなっている。

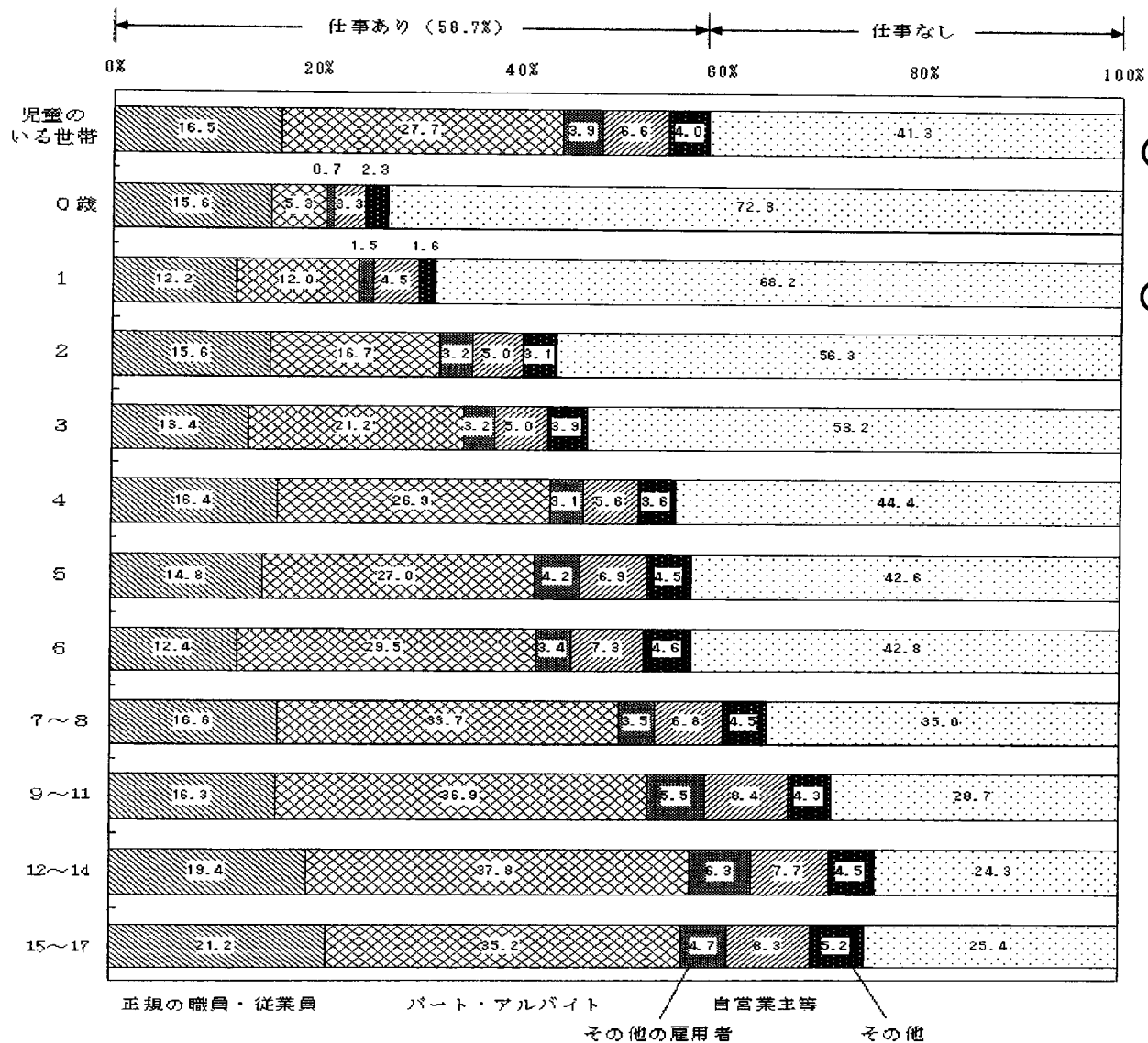


(参考) 男性第1号被保険者の就業状況



【資料出所】
 社会保険庁「平成17年国民年金被保険者実態調査」をもとに
 厚生労働省年金局にて作成

児童のいる世帯における母親の就労状況



- 児童のいる世帯の母の仕事の有無をみると、「仕事あり」は58.7%となっている。
- 特に末子が0~3歳の間において、出産・育児に伴い自営業・家族従事を含めて就労から離脱する母親が多いことが推察される。

【資料出所】
厚生労働省
平成18年国民生活基礎調査の概況

注：1) 「その他の雇用者」には派遣社員、契約社員、嘱託を、「自営業主等」には家族従業者を、「その他」には会社・団体等の役員、家庭内職者を含む。
2) 母のいない世帯及び「母の仕事の有無不詳」は除く。

子どもの年齢別子育てコストと妊娠・出産コスト

1. 0歳児の子育てコストと妊娠・出産コスト

0歳児の平均的な子育てコストの年間総額は、約50万6千円、妊娠・出産コストの平均金額は、約50万4千円である。妊娠・出産と0歳児の子育てコストを合計すると、約100万円の支出となる。

図表 0歳児の子育てコスト

費目	平均額(円)
ベビー用品・衣料	198.602
家具・寝具類	23.268
生活用品・器具、消耗品	100.087
衣類	75.247
育児費	132.918
食費、おやつ	57.042
保育園費	12.932
延長保育・夜間保育費	1.423
ベビーシッター・一時保育費	3.743
その他保育	322
保健・医療費	38.830
保健・医療機関窓口での支払額	17.181
保健・医療機関等までの交通費	14.232
薬局・薬店等で購入した医薬品類	7.417
教育・娯楽品費(玩具・CD等)	18.626
お祝い行事関係費	72.723
子育てのための預貯金・保険	101.765
合計	506,007

図表 妊娠・出産コスト

費目	平均額(円)
出産費	454.833
定期検診(交通費を含む)	90.215
分娩・入院	364.618
妊娠期間中の出産準備費	48.849
妊婦用品・衣料等	25.215
妊娠中の運動・学習等	6.480
妊娠中の家事・育児補助関連	6.201
胎教用品・教室等	600
里帰り出産	7.965
妊娠・出産前後の交通費	2.388
合計	503,683

2. 1歳～6歳児の子育てコスト

1歳～3歳の子育てコストは50万円前後、4歳～6歳の子育てコストは65万円前後となっている。1～6歳の子育てコストの平均額を合計すると、約340万円である。

図 1歳～6歳児の子育てコスト

費目	平均額(円)						
	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	1～6歳合計
育児費	80,499	79,756	104,738	105,835	121,083	109,770	601,681
食費、おやつ(給食以外)	56,338	60,128	87,004	67,640	91,013	83,098	445,221
保健・医療費	24,161	19,628	17,734	38,195	30,070	26,672	156,460
保健・医療機関窓口での支払額	14,919	12,689	12,504	31,886	19,071	18,505	109,584
保健・医療機関等までの交通費	2,909	2,705	2,074	2,213	5,615	3,073	18,589
薬局・薬店等で購入した医薬品類	6,333	4,224	3,156	4,096	5,384	5,094	28,287
子ども用品・衣料費	122,633	115,459	85,832	80,855	79,542	88,915	573,236
衣類	41,890	36,041	40,004	42,123	42,347	39,779	242,184
生活用品・器具、消耗品、家具類	55,914	35,886	23,554	12,798	10,582	13,554	152,288
おもちゃ・遊び道具類	22,819	40,518	18,333	20,089	18,271	21,615	141,645
文具・学習用品類	2,010	3,014	3,941	5,845	8,342	13,967	37,119
幼稚園・保育園関係費	90,188	97,192	155,617	258,870	277,346	249,732	1,128,945
幼稚園・保育園費用	82,091	81,183	144,487	254,262	271,204	243,336	1,076,563
延長保育・夜間保育費	1,121	2,802	3,305	3,604	4,775	4,599	20,206
ベビーシッター・一時保育費	4,715	12,046	7,032	991	1,152	1,750	27,686
その他保育	2,261	1,161	793	13	215	47	4,490
幼稚園・保育園以外での教育費	21,367	61,484	42,755	39,228	48,241	55,315	268,390
習い事、おけいこ	2,771	8,639	24,031	26,638	39,848	44,921	147,248
家庭教育用品・通信教育費	18,466	52,521	18,471	12,298	7,942	10,286	120,004
子ども会・体験活動・地域活動	110	124	253	92	451	108	1,138
おこづかい	29	14	9	308	1,081	1,495	2,936
お祝い行事関係費	29,144	23,612	29,910	30,771	30,457	31,623	175,517
子育てのための預貯金・保険	120,914	137,326	97,446	104,447	101,598	97,390	659,121
合計	464,774	514,841	516,308	620,316	659,349	634,241	3,409,826

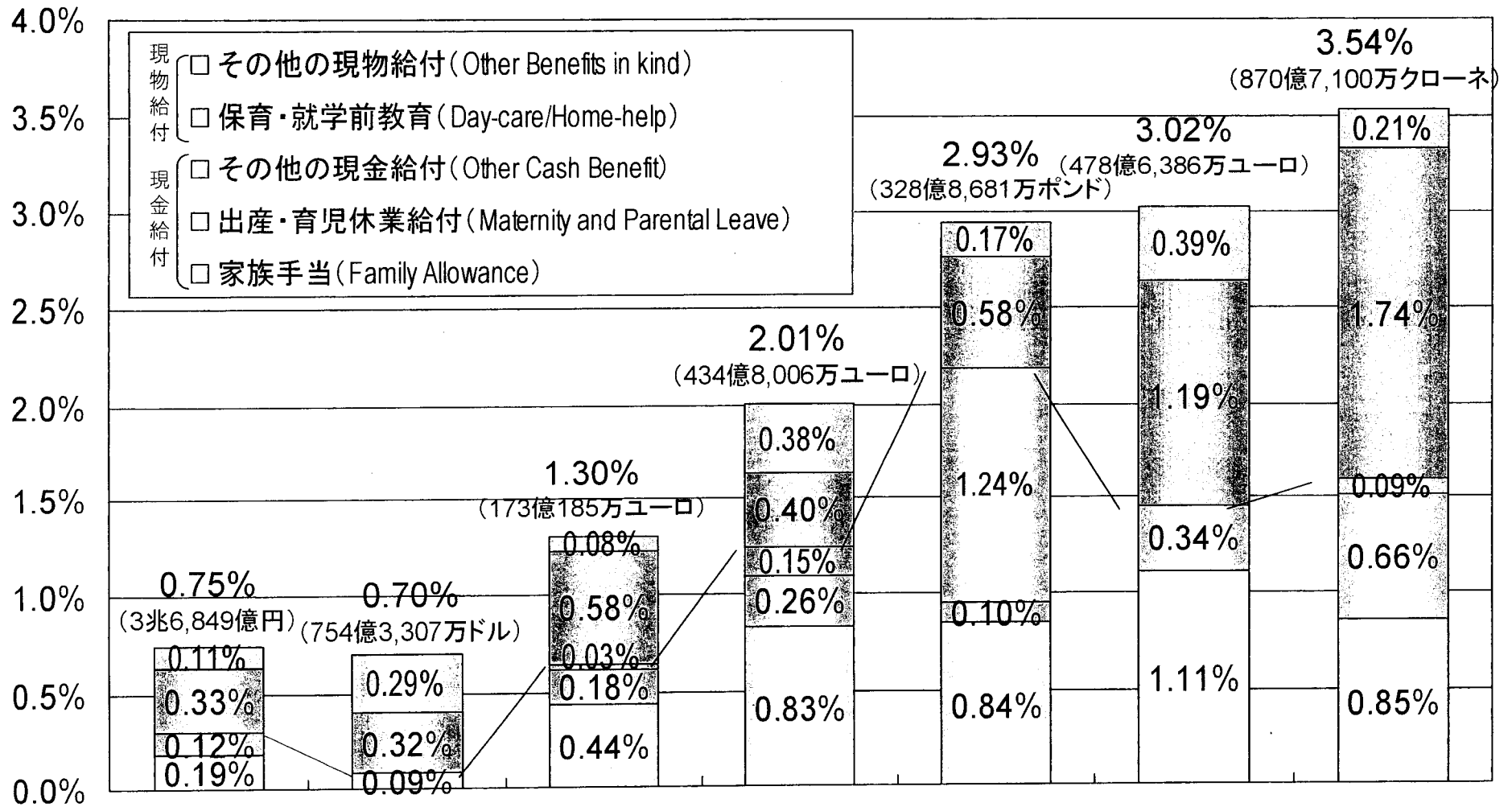
注：表中の「1～6歳合計」とは、1歳から6歳のそれぞれの平均額を合計したものである。

【資料出所】

財団法人 こども未来財団

「子育てコストに関する調査研究」(平成15年3月)

各国の家族関係社会支出の対GDP比の比較(2003年)

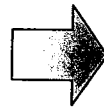


国民負担率 《潜在的国民負担率》 (2003)	日本	アメリカ	イタリア	ドイツ	イギリス	フランス	スウェーデン
	36.3%	31.8%	58.3%	53.3%	47.0%	60.2%	69.1%
	《46.8%》	《38.3%》	《63.2%》	《58.7%》	《51.1%》	《65.8%》	《69.3%》

(資料) OECD : Social Expenditure Database 2007 (日本のGDPについては内閣府経済社会総合研究所「国民経済計算(長期時系列)」による。

仕事と生活の調和の実現と希望する結婚や出産・子育ての実現を支える給付・サービスの社会的なコストの推計

児童・家族関連社会支出額(19年度推計)
約4兆3,300億円
(対GDP比0.83% 欧州諸国では2~3%)



推計追加所要額 1.5~2.4兆円
(Ⅰ 約1兆800億円~2兆円 Ⅱ 2,600億円 Ⅲ 1,800億円)

I 親の就労と子どもの育成の両立を支える支援

関連社会支出額(19年度推計) 約1兆3,100億円

追加的に必要となる社会的コスト +1兆800億円~2兆円

- 未就学児のいる就業希望の親を育児休業制度と保育制度で切れ目なく支援(特に3歳未満の時期)
 - ・ 第1子出産前後の継続就業率の上昇(現在38%→55%)に対応した育児休業取得の増加
 - ・ 0~3歳児の母の就業率の上昇(現在31%→56%)に対応した保育サービスの充実(3歳未満児のカバー率20%→38%、年間5日の病児・病後児保育利用)
 - ・ スウェーデン並みに女性の就業率(80%)、保育(3歳未満児)のカバー率(44%)が上昇、育児休業や保育の給付水準を充実した場合も推計
- 学齢期の子を持つ就業希望の親を放課後児童クラブで支援
 - ・ 放課後児童クラブの利用率の上昇(現在小1~3年生の19.0% → 60%)

II すべての子どもの健やかな育成を支える対個人給付・サービス

関連社会支出額(19年度推計) 約2兆5,700億円

追加的に必要となる社会的コスト +2,600億円

- 働いているいないにかかわらず一定の一時預かりサービスの利用を支援
 - ・ 未就学児について月20時間(保育所利用家庭には月10時間)の一時預かり利用に対して助成

III すべての子どもの健やかな育成の基盤となる地域の取組

関連社会支出額(19年度推計) 約4,500億円

追加的に必要となる社会的コスト +1,800億円

- 地域の子育て基盤となる取組の面的な推進
 - ・ 望ましい受診回数(14回)を確保するための妊婦健診の支援の充実
 - ・ 全市町村で生後4か月までの全戸訪問が実施
 - ・ 全小学校区に面的に地域子育て支援拠点が整備
 - ・ 全小学校区で放課後子ども教室が実施(「放課後子どもプラン」)

- ※ 「仕事と生活の調和推進のための行動指針」において、取組が進んだ場合に達成される水準として設定される10年後の数値目標と整合をとって試算している。
- ※ これは、現行の給付・サービス単価(利用者負担分を含まない)をベースにした試算であり、質の向上、事業実施主体の運営モデル・採算ベース、保育所や幼稚園の保育料等利用者負担などの関係者の費用負担のあり方等については勘案していない。
- ※ 児童虐待対応、社会的養護や障害児へのサービスなど、特別な支援を必要とする子どもたちに対するサービスの費用の変化に関しては、この推計には含まれていない。
- ※ これは、毎年ランニングコストとして恒常的に必要となる額を推計したものであるが、これらのサービス提供のためには、この恒常的な費用のほかに、別途施設整備や人材育成等に関してのコストを要する。
- ※ 現在の児童数、出生数をベースにした推計であり、この費用は児童数、出生数の増減により変化する。なお、3歳未満児数で見ると、平成18年中位推計では現在と比べて10年後で8割弱、20年後で約3分の2の規模に減少するが、国民の結婚や出産に関する希望を反映した試算では10年後で95%、20年後でも93%の規模を維持する。
- ※ 児童手当については、別途機械的に試算。